

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

有機認定業務のご案内



201704 版

農林水産省有機 JAS 登録認定機関
特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

はじめに



「農林物資の規格化等に関する法律」通称JAS法は、農林物資の品質の改善・生産の合理化・取引の単純公正化・使用又は、消費の合理化を図るとともに、適正な表示によって一般消費者の選択に資することを目的に制定されています。

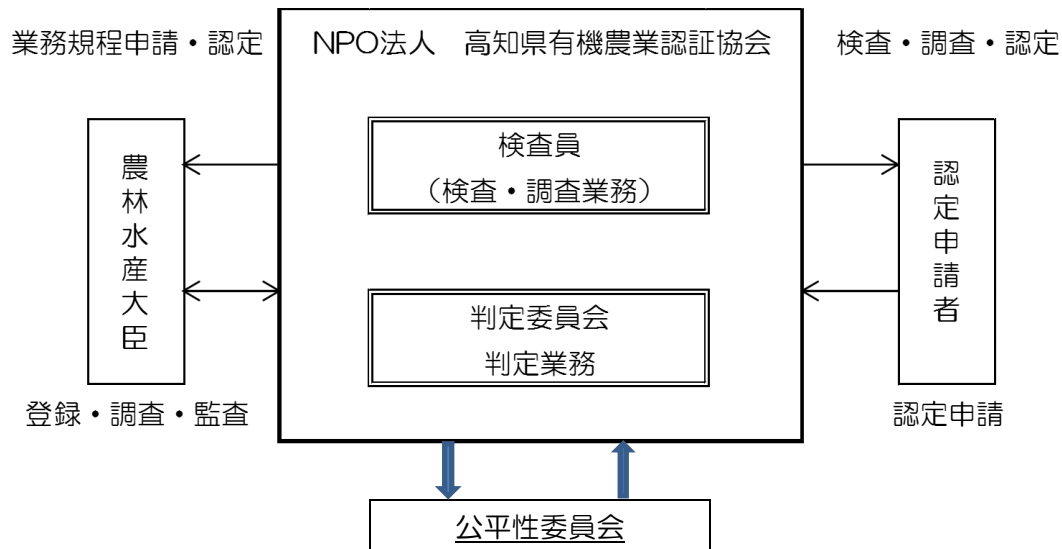
1999年にこのJAS法が改正・施行され、有機食品等の検査認証制度が導入されました。有機 JAS マークを付した有機農産物が市場に出回るようになり、また、その間規格改正等も行われ現在の制度として、運用されています。

本会は、5年毎の見直しによる2006年3月改正・施行により、JAS法に規程される農林水産省の登録認定機関として有機食品等の認定に関する業務を行います。



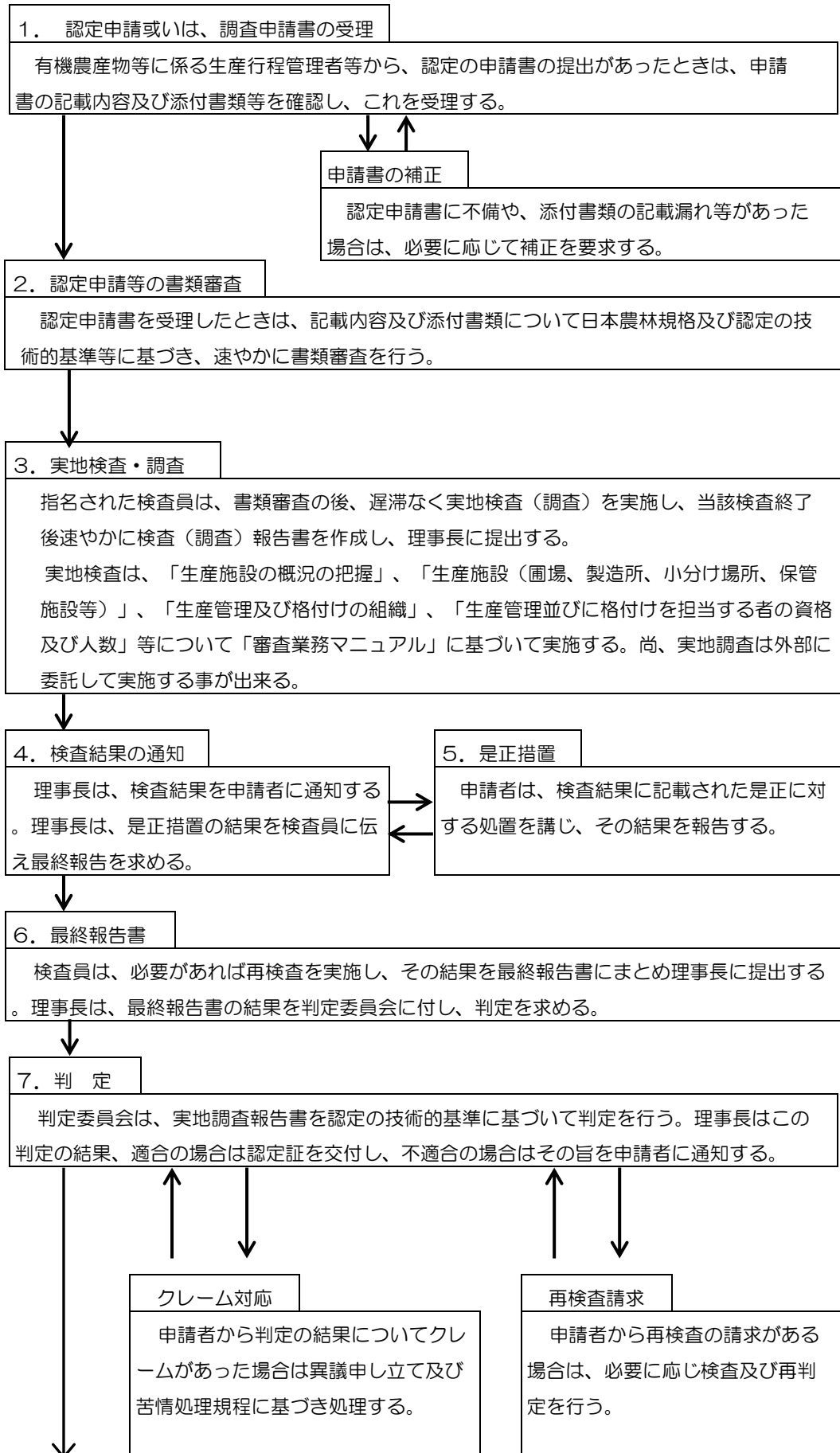
- ★ 本会の認定の対象は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物です。
- ★ 認定の対象者は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程管理者・小分け業者です。（輸入業者は対象としていません。）
- ★ JAS法の規制は、農林物資に「表示を付す」ことを対象にします。具体的にはシール、立て札、包装、容器、送り状などの表示が規制の対象です。従って物から乖離した新聞、雑誌、インターネット等による広告及び新聞折り込みチラシ、パンフレット、看板、注文案内チラシによる表示などはJAS法上、規制の対象外となります。

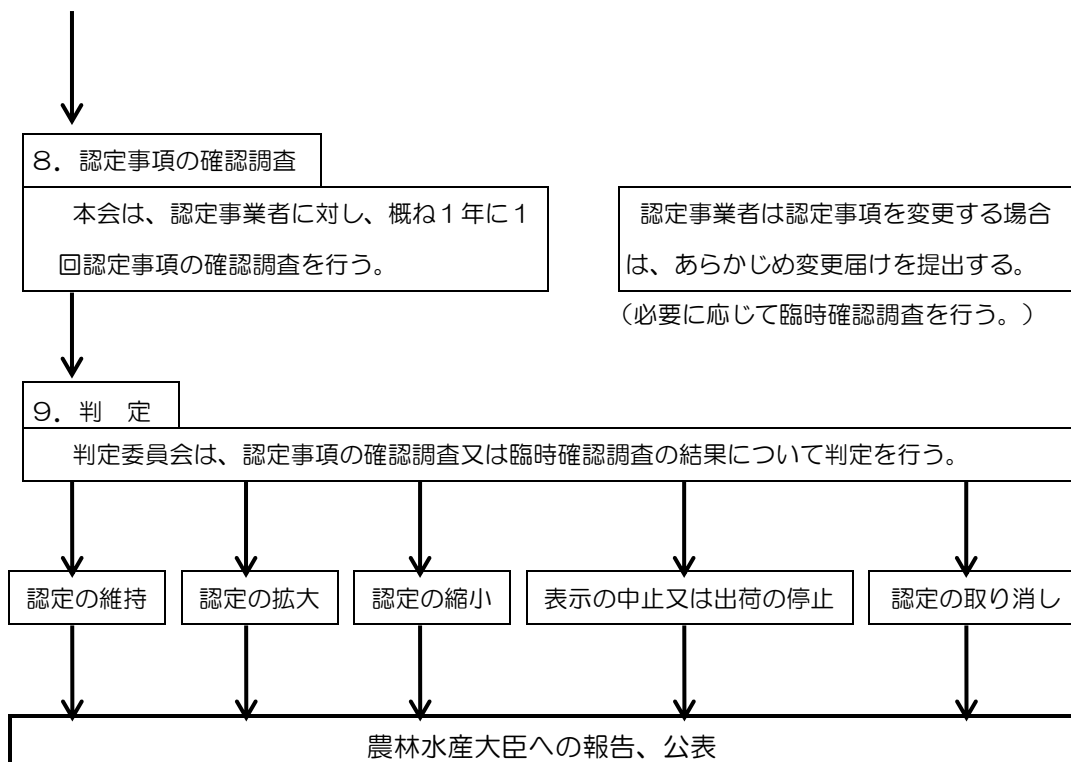
■ 認定のフロー ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □



■ 認定申請から判定までのフロー

◎ 本会が行う認定業務は、次の手順にて行い、有機認定業務規程に基づいて実施する。





■ 認定申請の受付期間 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

認定のための申請は、随時行っています。また、申請の受付（受理）から判定までの処理日数は、概ね90日間を必用とします。但し、申請書の訂正に要する日数は含まないものと致します。

■ 申請の条件 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □

- ★ 本会に申請を行う事が出来る方は、以下の条件を満たしている方です。
 - (1) 生産に係る圃場、製造所及び小分け場所を有していること。又、本会の有機認定業務規程で定める機関等で実施される、生産行程管理者等の講習会を受講済みの方。
 - (2) 農林物資の検査に必要な資料及び試料を無償で提供出来る方。
 - (3) 有機食品等の検査の為に必要な積み替え、運搬、開装又は梱包に要する費用を負担出来る方。

■ 認定の基準 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物等の認定の要件は、JAS 法施行規則に基づき告示される「対象農林物資の日本農林規格」及び「認定の技術的基準」に適合していることです。

■ 申請書の配布 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 申請書の配布は、事務所或いは、JAS セミナー、講習会の会場にて配布します。
- ★ 事務所での配布は、開業日に行います。郵送をご希望の方は、240円切手を同封の上、郵送にてお申し込み下さい。
- ★ 申請書は、文書、フロッピーディスク、CD-R で配布する事も出来ます。（有料）

- ★ 申請書式集（文書）（会員は無料、非会員は500円）、FD、CD-R（会員は500円、非会員は1000円）
- ★ 申請書が提出された場合、記載項目に漏れがないか、様式に不備がないかを確認し、認定手数料の納付を確認後に受理します。

■ 申請者に対する要求事項 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □

- ★ 有機認定を申請される方は、次に掲げる要求事項等について、申請者（乙）と本会（甲）との間において、認定契約を締結して戴きます。

（有機認定業務規程第45条第4項の規程）

- （1） 甲・乙両者は、審議を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- （2） 本契約の有効期間は、契約締結の日より、乙が格付業務を廃止した日又は甲が乙に対し、当該認定を取り消した日までとする。
- （3） 乙は、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること及び格付けされる製品が継続してJAS規格を満たしていること。
- （4） 乙は、格付の表示に係るJAS法の規定を順守しなければならない。
また、有機JASマークは部外者の入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数等の管理を適切に行わなければならない。
- （5） 乙は、格付の表示を行って出荷をするときは、当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に「有機」の表示及び有機JASマークを付すことによる格付を行って出荷し、その格付実績を記録しておかなければならない。
- （6） 乙は、格付検査において不合格品が生じた場合は、当該不合格品に有機の表示を行ってはならない。又、不合格品は合格品と混合することないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じなければならない。
- （7） 乙は、農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告、若しくは物件の提出の請求を拒否し、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件の提出をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立ち入り検査の拒否、妨害若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならない。
- （8） 乙は、認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、予め甲に通知するものとする。尚、本項を含め、乙に課せられる責務が解除されるのは、事業廃止届けが、甲に達した30日後とする。
- （9） 乙は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定対象農林物資以外の製品について甲の認定を受けていると誤認させ、又は甲の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにしなければならない。
- （10） 乙は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定対象農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない。
- （11） 乙は、甲が（9）又は（10）に違反すると認めて、広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じなければならない。
- （12） 乙は、（9）又は（10）のほか、第三者に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行う場合は、認定対象農林物資以外の製品について甲の認定を受けていると誤認させ、又は甲の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにしなければならない。

- (13) 乙は、甲が実施する認定事項の確認検査（調査）又は臨時確認調査等に協力するものとする。
- (14) 乙は、認定の為の検査（調査）及び臨時確認調査の判定結果通知書（別記様式第10号）の判定結果に不服が有る場合は、当該判定結果通知書を受領してから、10日間以内に書面にて、その理由を付して甲に再審査の請求が出来るものとする。
- (15) 乙は、認定に係る圃場又は事業所における年間の生産（製造、小分け）計画を策定し、当該計画を毎年本会に提出しなければならない。
- (16) 乙は、生産行程管理記録又は小分け管理記録、及び格付検査の記録、不合格品処分の記録、JAS マークの管理記録を作成し、根拠書類とともに当該製品の出荷の日より3年間以上保持しなければならない。
- (17) 乙は、毎年6月末までにその前年度の格付実績及び面積報告を甲に報告しなければならない。
- (18) 甲は、乙に対し、必要な報告を求め、又は事務所、圃場、製造所等に立ち入り、格付け、農林物資の広告又は表示、認定対象農林物資、原料、施設（圃場、製造所等）、帳簿、その他の物件を検査（調査）し、若しくは関係者に質問することが出来る。また、本会の検査員以外の要員や、（独）農林水産消費安全技術センターの立会い調査の調査員等を受け入れること。
- (19) 乙は、認定の取り消し又は格付業務の廃止、格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の停止を請求された場合は、甲の請求通りに認証に係る製品の全ての宣伝・広告等中止し、認定証を返却するものとする。
- (20) 乙は、認定証の写しを取引先等に提供する場合は、複製で有る旨を明記し、全てを複製するものとする。
- (21) 乙は、JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置を講じると共に、その記録を甲の求めに応じて甲に利用させること。
- (22) 乙が本契約に違反し、又は（18）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査（調査）を拒否、妨害、若しくは忌避をしたとき、又は認定手数料若しくは調査手数料等の支払いが行われない場合は、甲は、認定の取り消し、若しくは格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の停止を請求できるものとする。
- (23) 甲は、乙が前条の請求に応じないときは、その認定を取り消すことが出来る。
- (24) 甲は、乙の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る圃場等の名称及び所在地並びに認定の年月日並びに認定番号、また、（22）の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は認定の取り消しの年月日及び当該請求又は認定の取り消しを行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日及び認定番号を公表するものとする。
- (25) 甲は、甲の認定業務の公平性について、公平性委員会の審査を受ける場合において、委員より乙の情報の開示を求められた場合は、乙の認定申請書、検査結果報告書、判定結果等全ての情報を開示することが出来る。
- (26) 甲は、認定に関する業務において得られる情報等について、JAS法及び業務規程で定める事項を除き、機密情報等として適切に取り扱わなければならない。又、同様に認定に関する業務を実施するに当たり、乙の権利・利益を侵害する事の無きよう個人情報等を適切に取り扱わなければならない。
- (27) 甲は、乙の認定に係る農林物資について、第三者からの苦情及び異議申し立ての有った場合は、業務規程第65条に定めるところにより処理を行うものとする。又、乙が認定に係る農林物資について、第三者から苦情の申し立てを受けたとき

又は乙と第三者との間において紛争が生じたときは、乙はその責任と負担において解決を図るものとする。

(28) 甲が乙に対し、認定の技術的基準の適合の判定を行う際、資材メーカーから提出された証明書において、虚偽、誤認又は瑕疵があった場合、当該証明書に基づいて判定を行った結果、乙に損害が生じた場合においても甲はその責を負わないものとする。

(29) この契約書に記載のない事項又は契約書の条項の疑義については、甲・乙協議して定めるものとし、協議の整わないときは甲の解釈により定めるものとする。

■ 検査・調査 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 検査及び調査は、書類検査及び実地検査により行います。2年目以降は、認定事項確認の為、調査（年次調査）を行います。又、農林水産省の立ち入り監査（不定期）も実施されます。
- ★ 実地検査（調査）の場所及び内容は、下記の要領にて行います。
 - 1) 生産・製造及び管理に関する把握
 - 2) 生産圃場・製造所、事業所保管施設等に係る施設
 - 3) 生産行程及び格付の組織形態の把握
 - 4) 生産行程及び格付を担当する者の資格及び管理体制

■ 判定結果の不服申し立て ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □

- ★ 判定結果に不服のある申請者は、判定結果通知書を受領してから10日以内に書面にてその理由を付し、理事長に再検査の請求をすることが出来ます。

■ 格付の表示と格付の記録 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■



NPO 法人高知県有機農業認証協会
認定番号 CF-A-000

- ★ 認定事業者は JAS 法で定められた表示の様式及び表示の方法に基づき、当該有機食品又はその包装、容器若しくは送り状に有機食品の表示及び有機 JAS マーク（平成28年6月1日農林水産省告示第1270号別記様式4）を付すことによる格付を行って出荷し、その格付の実績を記録し、根拠書類と共に保持しなければなりません。

■ 認定に係る手数料 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 初年度の認定手数料として、申請料並びに検査料及び判定料が必要です。
- ★ 2年目以降は確認調査手数料が毎年必要です。また、変更等による臨時確認調査手数料が必要になります。

【 認定手数料及び調査手数料 】

別表 1 (第11条第1項関係) 認定手数料及び確認調査手数料

改訂 2017年4月28日

有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみ を経たものに限る。）等の生産行程管理者			料 金（税込）
個 人 グループ	申請手数料	基本額 （1農家増す毎に22,500円加算）	38,500 円
	検査・調査料	圃場面積0.5ha以下の場合	35,000 円
		圃場面積0.5～1.0ha以下の場合 （0.5ha増す毎に15,000円加算）	52,500 円
	判定料	基本額 （1農家増す毎に15,000円加算）	18,000 円
法 人	申請手数料	基本額	64,000 円
	検査・調査料	圃場面積0.5ha以下の場合	55,500 円
		圃場面積1.0ha以内の場合 （0.5ha増す毎に17,500円加算）	78,000 円
	判定料	基本額	25,500 円

有機加工食品及び有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程 を経たものに限る。）等の生産行程管理者			料 金（税込）
個 人	申請手数料	基本額	52,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 （事業所面積が概ね200㎡以内）	45,500 円
		実地検査所要時間4時間未満 （事業所面積が概ね400㎡以内）	73,500 円
		実地検査所要時間8時間未満 （以下、4時間増す毎に32,000円加算）	101,500 円
	判定料	基本額	26,000 円
法 人	申請手数料	基本額	66,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 （事業所面積が概ね200㎡以内）	55,000 円
		実地検査所要時間4時間未満 （事業所面積が概ね400㎡以内）	88,500 円
		実地検査所要時間8時間未満 （以下、4時間増す毎に42,000円加算）	115,500 円
	判定料	基本額	32,500 円

小 分 け 業 者			料 金 (税 込)
個 人	申請手数料	基本額（表示区分が有機農産物か有機工食品及び有機飼料のいずれか1施設の場合）	49,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 （事業所面積が概ね150㎡以内）	46,000 円
		実地検査所要時間4時間未満 （事業所面積が概ね500㎡以内）	72,000 円
		実地検査所要時間8時間未満 （以下、4時間増す毎に17,500円加算）	96,500 円
	判定料	基本額	26,000 円
法 人	申請手数料	基本額（表示区分が有機農産物か有機工食品及び有機飼料のいずれか1施設の場合）	68,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 （事業所面積が概ね150㎡以内）	62,500 円
		実地検査所要時間4時間未満 （事業所面積が500㎡以内）	85,000 円
		実地検査所要時間8時間未満 （以下、4時間増す毎に20,000円加算）	108,500 円
	判定料	基本額	32,500 円

- 注) 1 手数料の額に交通費の実費を加算します。
 但し、徳島県及び香川県においては、県庁所在地から申請者の事業所までの交通費の実費を加算します。
- 2 実地検査において、宿泊を要する場合は、1名1泊につき15,000円を加算する。
- 3 検査・調査の実施において、理事長が2名以上の検査員を派遣する場合は、1名につき12,000円（加工に有っては、15,000円）を加算する。
- 4 同日、複数件の検査・調査を行った場合の交通費の算定方法は、所要の実費において按分するものとします。
- 5 畜産物の事業者や飼料の生産者等によって構成されたグループの場合に有っては、本会認定事務局までお問い合わせください。

有機畜産物の生産行程管理者（家きんに限る。）			料 金（税込）
個 人	申請手数料	基 本 額	52,500 円
	検査・調査料	飼養羽数が1000羽以内の場合	55,500 円
		飼養羽数が3000羽以内の場合	73,500 円
		飼養羽数が5000羽以内の場合 （2,500羽増す毎に25,000円加算）	101,500 円
判 定 料	基 本 額	45,500 円	
法 人	申請手数料	基 本 額	66,500 円
	検査・調査料	飼養羽数が1000羽以内の場合	67,500 円
		飼養羽数が3000羽以内の場合	85,500 円
		飼養羽数が5000羽以内の場合 （2,500羽増す毎に25,000円加算）	125,500 円
判 定 料	基 本 額	55,500 円	

- 1 手数料は、申請料＋検査料＋判定量の合計金額に検査員の交通費の実費を加算します。
（検査員の自宅から申請者の事業所までの交通費。）
- 2 実地検査において、宿泊を要する場合は、1名1泊につき15,000円を加算します。
- 3 検査・調査の実施において、理事長が2名以上の検査員を派遣する場合は、1名1日に付き15,000円を加算する。
- 4 同日、複数件の検査・調査を行った場合の交通費の算定方法は、所要の実費において、按分するものとする。
- 5 畜産物の事業者や飼料の生産者等によって構成されたグループが申請される場合にあっては、本会事務局までお問い合わせください。

制定 2017年 4月28日

有機飼料および有機畜産物の小分け業者			料金（税込）
個 人	申請手数料	基 本 額（表示区分が有機畜産物の1施設の場合）	49,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 （事業所面積が概ね150㎡以内）	46,000 円
		実地検査所要時間4時間未満 （事業所面積が概ね500㎡以内）	72,000 円
		実地検査所要時間8時間未満 （以下、2時間増す毎に17,500円加算）	96,500 円
判 定 料	基 本 額	26,000 円	

法人	申請手数料	基本額（表示区分が有機畜産物の1施設の場合）	68,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 （事業所面積が概ね150㎡以内）	62,500 円
		実地検査所要時間4時間未満 （事業所面積が500㎡以内）	85,000 円
		実地検査所要時間8時間未満 （以下、4時間増す毎に20,000円加算）	108,500 円
判定料	基本額	32,500 円	

- 1 手数料は、申請料＋検査料＋判定料の合計金額に検査員の交通費の実費を加算します。
（検査員の自宅から申請者の事業所までの交通費。）
- 2 実地検査において、宿泊を要する場合は、1名1泊につき15,000円を加算します。
- 3 検査・調査の実施において、理事長が2名以上の検査員を派遣する場合は、1名1日に付き15,000円を加算する。
- 4 同日、複数件の検査・調査を行った場合の交通費の算定方法は、所要の実費において、按分するものとする。
- 5 畜産物の事業者や飼料の生産者等によって構成されたグループが申請される場合にあっては、本会事務局までお問い合わせください。

別表 2 （第12条第2項関係）臨時確認調査手数料

改訂 2017年 4月28日

調査対象者の種別	調査内容・規模	手数料（税込）
有機農産物及び有機飼料の生産行程管理者及び小分け業者	実地調査所要時間3時間未満の場合 （圃場・施設の追加に係る検査/調査を除く）	39,500 円
	認定の拡大（圃場追加の場合）	
	申請手数料（1農家増す毎に7,500円加算）	22,000 円
	検査料 圃場面積0,5ha以下の場合	25,000 円
	検査料 圃場面積1,0ha以下の場合 （0,5ha増す毎に15,000円加算）	37,500 円
	認定の拡大（施設追加の場合）	
	施設の追加（検査所要時間3時間未満）	25,000 円
有機加工食品及び有機飼料の生産行程管理者	実地調査所要時間3時間未満の場合	48,000 円
有機畜産物の生産行程管理者	実地調査所要時間3時間未満の場合	55,000 円
小分け業者	実地調査所要時間3時間未満の場合	25,000 円

全ての認定事業者	書類審査のみの場合	28,500 円
	判定料	18,000 円

- 注) 1 手数料の額に交通費の実費を加算する。
但し、徳島県及び香川県においては、県庁所在地から申請者の事業所までの交通費の実費を加算します。
- 2 実地調査の時間が3時間以上の場合は、1時間増す毎に 2,500 円（加工食品の生産行程管理者にあっては、3,500 円）を加算する。
- 3 実地調査において、宿泊を要する場合は、1泊/1名15,000円を加算する。
- 4 同日、複数件の検査・調査を行った場合の交通費の算定方法は、所要の実費において、按分するものとします。
- 5 圃場追加の場合であって、定期的確認調査時に併せ、圃場追加に係る検査/調査を実施する場合は、申請手数料は不要とし、検査料・判定料のみ徴収する。
- 6 有機農産物の生産行程管理者のその他の施設とは、保管庫、調整場、機械・器具庫及び格付・出荷施設等を示す。
定期的確認調査時に併せ、施設追加に係る検査/調査を実施する場合は、臨時確認調査手数料は不要とする。
- 7 畜産物の事業者や飼料の生産者等によって構成されたグループの場合は、本会事務局までお問い合わせ下さい。

■ 認定事業者の登録と公開 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 本会は、認定者の農林物資の種類別に認定台帳に登録をし、本会のホームページ、機関誌等に公開されます。

■ 認定に係る期間 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 申請の受理から認定証の交付の日まで概ね90日間とします。

■ その他の費用 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □

- ★ 認定申請時に係る相談料は無料ですが、資料、テキスト等を要する場合は、資料代を戴きます。
- ★ 講習会、研修会等の受講料は、その都度お知らせ致します。
- ★ 本会の財務諸表等の交付手数料は1,000円、電磁的データでの交付は、2,000円です。
- ★ 会員に入会をご希望の方は、運営会員（個人3,500円、団体会員5,000円）賛助会員（個人2,000円、団体3,000円）の年会費となって居ります。尚、詳しくは会員加入案内パンフレット及びホームページを参照してください。

■ 認定業務の区域 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 本会の認定業務の区域は、高知県、香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県、岡山県及び広島県です。（但し、兵庫県、岡山県及び広島県については、有機飼料及び有機畜産物に限る。）

■ 本会の開業日及び業務時間 ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■

- ★ 毎週月～金曜日の9：00～17：00迄です。
- ★ 毎週土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始の12月29日～1月3日まで、夏季の8月12日～16日は、休業いたします。

本会は、認定の申請を予定されている方に対して、認定上の問題となる事項の対処方法等についてのコンサルタントサービスは、法令の関係上行って居りません。

【 お問い合わせ 】



特定非営利活動法人 高知県有機農業認証協会
(略称 **NPO Koaa** ・ 高有協)
〒786-0043 高知県高岡郡四万十町本堂707-10
TEL0880(29)2970 FAX0880(29)2977
E-mail : koaa@cosmos.ocn.ne.jp
URL : <http://www.koaa-cert.org>



(営業日) 営業日及び営業時間 : 平日の毎週月～金曜日の午前9時より午後5時まで